（毎週月・水・金曜日発行）　青森県報　号外第１号　（１）平成27年１月16日　金曜日

# 青森県報

号外第一号

平成二十七年一月十六日（金曜日）

目　次

監査委員

○包括外部監査結果に対する措置の公表……（事務局）…一

## 監　査　委　員

### 包括外部監査結果に対する措置の公表

平成19年度、平成23年度、平成24年度及び平成25年度の包括外部監査の結果に基づき、青森県知事及び青森県教育委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第６項の規定により、措置の内容を公表する。

平成27年１月16日

青森県監査委員　泉　山　哲　章
同　元　木　篤　子
同　山　谷　清　文
同　小檜山　吉　紀

○　平成19年度分

| 監査箇所名 | 監査項目 | 監査結果 | 措置の内容 |
|---|---|---|---|
| 公益財団法人青森県育英奨学会（教職員課） | 大学奨励金貸与事業 | ［債権管理事務の検証可能性と効率性について］<br>高校及び大学の債権管理について、業務の効率性から下記の点で問題がある。<br>・回収済みの明細は削除されるため回収実績集計に利用できない<br>・延滞債権の集計が手作業となり非効率である<br>・滞納者の情報が手書台帳、表計算ソフトなどバラバラで一元管理されておらず状況把握が適時に行えない<br>これらの問題を改善するため、表計算ソフトの改善や管理への全面適用、または、債権管理システムの導入を検討すべきである。<br>今後は、高校の奨学金の貸与者も年々増加し、また回収業務も本格化が見込まれ、管理すべき貸与者が増加することから、現状の人員で債権管理を適切に、かつ効率的に行うためにも情報処理システムの活用が望まれる。 | 高校奨学金については、貸与者数等の増加が見込まれたことから、効率的な業務処理が可能となるよう、平成20年度において高校奨学金貸与システムを導入した。<br>一方、大学奨学金についてもシステムの導入に向け検討してきたが、システムの導入に際しては相応の経費が見込まれるため、その財源の確保が困難であること。また、大学奨学金の貸与者数及び返還者数は高校奨学金より少ないことに加え、採用者数も近年、募集定員を割る状況が続くなど減少傾向にあるため、貸与者数及び返還者数は、今後も更に減少が続くものと見込まれることなどから、表計算ソフトによる延滞金の自動計算処理や、滞納情報の一括管理などにより、延滞金の集計作業の効率化や通知文書への自動転記による事務処理の精度向上・省力化を図るなど、従来から使用している表計算ソフトの内容を改善するとともに、債権管理業務への適用範囲を拡大することにより、適正かつ効率的な業務処理が行われるよう改めた。 |

○　平成23年度分

| 監査箇所名 | 監査項目 | 監査結果 | 措置の内容 |
|---|---|---|---|
| 水産振興課 | さけ・ます資源増大対策調査事業費 | ［調査サンプルの設定について］<br>標識魚が少ないために、標識魚水揚げ状況調査では標識魚が捕獲されることが少ない。正確な調査結果を | サクラマススモルト魚の標識方法について検討した結果、経費及びマンパワーの観点から、現時点で実施可能な方法は |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 得るためには標識魚を増やすのか、または河川別の調査結果を十分に得られないことから標識魚を取り止めることが望ましい。 | 肪鰭カットまたはリボンタグ標識であった。脂鰭標識はこれまでどおり全放流魚に対し施標するが、リボンタグについては200～2,000尾と数が少ないことが指摘されたところである。リボンタグは手間がかかり、３河川同様に標識魚を増やすのは難しいため、26年度からは老部川に絞り、リボンタグ標識魚を5,000尾とし、より一層正確な調査結果を得ることとした。 |
| 水産振興課 | 県産あゆ資源造成事業費 | ［事業費全額に対する県費投入の是非について］<br>当該事業により構築されたあゆ種苗の生産体制には、明確な受益者がいることから事業費の応分の負担を求めるべきである。<br>あゆ資源造成事業はアユの増殖に資するものであり事業の必要性は十分有しており一定の県費投入は認められる。しかし、明確な受益者がいるため全額県費投入の必要はなく受益者に応分の負担を求めるべきである。<br>あゆ種苗の生産体制は、県が負担する標識放流及び大量放流の一部によるあゆ稚魚販売収入を含めて独立採算が取れる見込みであることから、鰺ケ沢町に収支の改善を求め、県の負担を減らしていく必要がある。また、赤石水産漁協も受益者となることから、赤石水産漁協も一定の経費負担または役務負担を負うことが望ましい。 | 当該事業により、健苗性の高いあゆ種苗の生産と供給方法が確立され、「里づくり推進事業」により、資源量増大と遊漁者数増加を目的に種苗の大量放流が行われてきた。<br>この取組により、県内内水面漁協が購入するアユは全て県産となり、アユの生産体制が確立されたことから、今後、県の経費負担を終了し、地元自治体や漁協等が種苗生産経費を負担していくこととなったことから、県では、課題等の検討に対する情報提供等の支援を行うこととしている。 |

○　平成24年度分

| 監査箇所名 | 監査項目 | 監査結果 | 措置の内容 |
|---|---|---|---|
| あすなろ医療療育センター | 施設にかかるコストの計算について | ［はまなす医療療育センターとのコスト比較］<br>県は、あすなろ医療療育センターへの繰入金（県支出額）を減らすためにも、規模の縮小に応じた職員の配置や非常勤職員等の有効活用を図る必要がある。 | 平成26年４月１日に施設機能を医療・療育を提供する施設から、診療所併設の福祉型施設へ転換し、職員の配置を見直し、非常勤職員の有効活用を図ることでサービスの質も確保しつつ、効率的な運営体制とした。 |
| 精神保健福祉センター | 施設にかかるコストの計算について | ［秋田県精神保健福祉センター及び岩手県精神保健福祉センターとのコスト比較］<br>法定業務に加えて精神科デイ・ケア、精神科クリニックを実施していることにより、人件費や需用費が増加している。秋田県・岩手県と異なり単独施設であるがために、総務（庶務）業務にもコストをかけている。<br>総務（庶務）業務にかかる人件費を圧縮し、より効率的な施設運営を行うためには、将来的に隣接するつくしが丘病院や他の相談機関等との併設あるいは事務部門の統合も視野に入れて検討していくことが望ましい。 | つくしが丘病院又は他の相談機関等との併設・統合について、平成26年７月15日に精神保健福祉センターやつくしが丘病院も参加し検討を行った結果、現状では複数施設を同一の建物に移設することは物理的に困難なこと、病院を中立的立場で審査する機関である精神保健福祉センターと病院を統合することは組織運営上、避けるべきと考えられること等の課題があることから、併設等を行うことは困難であり、将来大規模な組織の見直し又は関連施設の改築等が見込まれる場合には、当該時期に併設等の可能性について具体的に検討を行うこととした。 |
| 青森県道路公社 | 資産の管理について | ［みちのく有料道路の無料休憩所について］<br>無料休憩所の稼働は低いものであり、施設管理についても行き届いているとはいえず、積極的な活用方法の検討も困難な状態である。<br>施設の管理については、稼働状況に拘わらず、掃除や設備の改修、見回りによる確認業務などが発生するため、現在の状況では閉鎖することも検討しなければ | 無料休憩所は、施設の老朽化による維持補修が必要である一方施設の稼働状況は低いものとなっていることから、平成26年６月17日に解体工事を完了し、駐車場として利用している。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | ならない。閉鎖しない場合は、遅くても上北道路・上北天間林道路・天間林道路と連絡するまでに新たな利用方法を検討しておく必要がある。 | |
| 公益財団法人青森県フェリー埠頭公社 | 資産の管理について | ［金銭管理の方法のマニュアル化について］<br>金銭管理の方法については、財務規程に金銭出納についての定めがあるが、原則的な考え方を示したもので、日常業務の具体的な進め方までを規定したものではない。<br>金銭管理は特に透明性が求められる業務であり、透明性確保の前提として、マニュアル等による可視化が必要である。現状においては、金銭出納の方法についての業務マニュアルが作成されていないが、マニュアル化が必要である。 | 金銭管理の透明性確保のため、平成26年３月31日に日常業務の具体的な進め方などを規定した、現金及び預入資金取扱マニュアルを作成し、業務の流れの可視化を図った。 |
| 公益財団法人青森県フェリー埠頭公社 | 事業にかかる事務の執行について | ［バースの利用方法の平準化について］<br>現在は、第２・第３バースに利用が集中しており、施設の有効活用の観点からみると特定のバースに利用が集中することは望ましくなく、施設の利用状況が極力平準化されるよう、積極的に対応を図っていくことが望ましい。<br>第４バースは県が管理する施設であり、賃貸料を県に支払って借り受けている。多額の賃貸料を支払っている施設が有効に利用されないのは大きな不効率であり、その有効活用を図る必要がある。 | 平成26年４月16日からの新造船（8,820ｔ）就航に伴い、第４バースを利用することとなり、平成26年４月以降は、全バースが利用されている。<br>各バースごとに水深、係留施設の諸元が異なるため船舶のサイズ（長さ、深さ）によって利用が制限される状況であるが、今後も船社に活用を求めるとともに船舶更新情報の収集に努め、的確な係留施設の改良工事を実施しながらバース利用の平準化を図っていくこととした。 |
| 公益財団法人青森県フェリー埠頭公社 | 出資団体の事務に対する県の関与について | ［修繕引当預金の取り扱いについて］<br>修繕引当預金の原資は、フェリー会社から収受する桟橋等賃貸料であるが、青森港フェリー埠頭に関して | 公社では設立当初から、修繕費用の原資は施設利用者であるフェリー会社から徴収する桟橋等賃貸料であるが、平成21年度から25年度においては、原油高騰の影響等を勘案した船社経営支援を目的として修繕引当金相当額を繰り延べし、その期間の修繕は、それまで積み立てした修繕引当金を充当し実施してきたところである。<br>平成26年度桟橋等賃貸借契約更新においては、必要な施設の改修・修繕・維持費用など必要な修繕を計上したところであり、今後も当該費用についてはフェリー会社負担とした。<br>公益財団法人への移行に伴い修繕引当金積立残額を管理運営特定資産として管理しており、平成28年度より導入予定であるアセットマネジメント手法を導入したフェリー施設の維持管理計画策定に基づき所要の資金を特定費用準備資金として桟橋等賃貸料から積立てを行い大規模改修、更新の費用に充当することとしている。<br>（※アセットマネジメント手法：予防保全的な修繕維持管理に努め、支出の平準化、最小化を図ること。） |
| | | は、平成21年度から平成25年度までの賃貸借期間においては、桟橋等賃貸料に修繕引当預金充当分を含めていない。現状における修繕への対応は過去の積み立て分で行っており、問題は生じていないが、現在の状態が続けば、将来的には修繕引当預金が枯渇する可能性もある。<br>修繕引当預金の原資を誰が負担していくのかについても、フェリー埠頭公社、県及びフェリー会社間で考え方を整理しておく必要がある。 | |
| 公益財団法人青森県フェリー埠頭公社 | 出資団体の事務に対する県の関与について | ［平成26年度までの修繕引当金と災害復旧引当金の取り扱いについて］<br>フェリー埠頭公社とフェリー会社３社は、桟橋等賃貸借契約に関する覚書を交換しており、同覚書では、災害復旧引当金及び修繕引当金の一部は契約期間中繰り延べするとしている。 | 公社では平成21年度から平成25年度までの５か年の措置として、減額してきた繰り延べ額については、船社と協議した結果、原油価格の高騰による燃料費増加が続くなど、現在の船社の厳しい経営状 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 将来の復旧工事の在り方や、将来の修繕引当預金の原資の負担の在り方を整理する前提として、平成21年度から平成25年度までの修繕引当預金及び災害復旧引当預金の原資の取り扱いについても考え方を整理しておく必要がある。 | 況を勘案するとやむを得ないと判断し、繰り延べ額は船社負担としないこととした。 |
| 公益社団法人青森県観光連盟 | 資産の管理について | ［アスパムの位置づけについて］<br>今後のアスパムに求められる機能や役割を確認し、施設コンセプトの統一性や県施設の有効活用、あるいは観光連盟の他事業との相乗効果や収益貢献などの観点から、アスパムの性格や位置づけを明確にしていくことが望まれる。 | 新たな観光戦略（平成26年３月26日策定）や連盟の中期経営計画（平成26年３月25日策定）の策定の過程で県と協議し検討を進めた。<br>アスパムの位置付けについて、中期経営計画では、観光物産・産業振興における拠点施設として公益の役割発揮を果たし、収益事業については観光振興事業等の連盟の公益を支える役割の強化を目指すこととした。 |
| 公益社団法人青森県観光連盟 | 人件費及び人員構成について | ［観光連盟の専門性について］<br>現在、観光連盟は派遣職員の受入に際して特に前職での観光関連の経験や専門性は求めていないが、民間企業からの受入に際しては観光連盟に不足する経験や専門性を有する職員の派遣を依頼することも考えられる。また、プロパー職員を民間の観光関連の企業に派遣し、必要な専門性を身に着けさせるというような取組も必要となってくると考える。<br>そのためには、青森県の観光振興に対して、今後、観光連盟がどう貢献していくか、そのためにどのような専門性やスキルをもった組織になる必要があるか、現在の体制では何が不足しているのか、今後どの分野を強化していかなければならないかなどについて分析することが必要になる。将来のあるべき観光連盟のスキルセットと現在の観光連盟のスキルセットを整理し、そのギャップを認識するようなことから取り掛かることを提案したい。 | 新たな観光戦略（平成26年３月26日策定）や連盟の中期経営計画（平成26年３月25日策定）の策定の過程で県と協議し検討を進めた。<br>県の観光戦略では県域の観光振興団体としての役割を、「各地域における観光地域づくりの取組支援」、「観光情報を収集し、観光客や旅行会社へ提供」、「地域の観光団体や観光事業者、市町村など実際の担い手となる関係団体との連携を図り、県域のプロモーション活動の中核を担う」、「県民のおもてなしや気運醸成への取組」として挙げている。<br>連盟の中期経営計画では、それら役割を踏まえた、観光情報提供事業や教育旅行誘致事業、プロモーション事業などを進めることとしており、県へのプロパー職員の研修派遣や観光振興事業を実務で担当させるなど、役割とされている事業を担う連盟職員の専門スキルの向上、育成の強化に取り組むこととした。 |
| 公益社団法人青森県観光連盟 | 人件費及び人員構成について | ［観光連盟の職員数について］<br>県からふるさと雇用再生特別対策事業や緊急雇用創出対策事業によって、臨時職員が増えているが、必ずしも継続的な雇用になるとは限らない。<br>県の財政支出も今後ますます厳しくなることが予想される中で、観光連盟にとって必要な事業とそれに対応する職員数について明確な方針を持っておくことが望ましい。 | 新たな観光戦略（平成26年３月26日策定）や連盟の中期経営計画（平成26年３月25日策定）の策定の過程で県と協議し検討を進めた。<br>中期経営計画での事業と平成28年７～９月に開催が決定したデスティネーションキャンペーン等への対応を踏まえ、県派遣職員の引き揚げに対応していくため、引き続きノウハウ吸収やスキルアップなどに自立化に向けて取り組むとともに、収支をにらみながら事業量を踏まえた必要な職員数を確保していく方向性とした。 |
| 公益社団法人青森県観光連盟 | 事業にかかる事務の執行について | ［事業ごとのコスト把握について］<br>各事業ごとの費用対効果を評価するには、事業目的を達成するために費やした正確な事業費の把握が不可欠である。今後、県の受託事業や補助事業など、可能なレベルから人件費を含む各事業の費用集計の仕組みの構築について取り組むことが期待される。また、派遣職員分の事業別コスト | 平成26年３月までに、平成25年度の事業費をベースに検討し、人件費を含めた各事業の費用集計についての仕組みの構築を進めた。県受託事業や補助事業等の実績報告とあわせ、検討内容を基に県と協議し、事業の企画内容等の見直しなど、今後の事業運営に活 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | （特に県派遣職員分）についても別途把握しておくことが望ましい。<br>県としても、補助事業や委託事業の正確な事業費について報告を受ける必要がある。補助や委託の実績とともに費用についても評価し、次の補助事業や委託事業の企画提案に活用していくべきである。 | 用していくこととした。 |
| 公益社団法人青森県観光連盟 | 観光連盟の経営管理について | ［観光連盟の経営課題への対応について］<br>現在の観光連盟は、県からの派遣職員を減らすとともに自主財源の確保や経費削減などに取り組んでいるところであるが、現在の取組をさらに拡充あるいは深化させる必要がある。<br>また、県との役割分担の中で観光連盟の独自性も重要となるため、民間ならではの機動性や柔軟性、創造性などを十分に発揮できるような事務・事業実施の仕組みや経営管理の体制を構築していくことも求められる。<br>これから、観光連盟独自で主体的な事業展開による実績を積み上げることによって、民間事業者等とのネットワークもより裾野が広がり、強化されていく。それが観光連盟の在価値を高め、将来の民間事業者等の費用負担にもつながっていくものと期待される。 | 新たな観光戦略（平成26年３月26日策定）や連盟の中期経営計画（平成26年３月25日策定）の策定の過程で県と協議し検討を進めた。<br>中期経営計画では引き続き自主財源の確保や経費削減、県派遣職員の削減などにより一層取り組み、民間ならではの経営管理の構築をめざすこととした。<br>また、より一層市町村や民間とのネットワークの強化を図り、連盟としての役割発揮を強化していくこととした。 |

○　平成25年度分

| 監査箇所名 | 監査項目 | 監査結果 | 措置の内容 |
|---|---|---|---|
| 環境政策課 | 環境美化推進事業費 | ［事業単位の適正な予算執行について］<br>本事業の決算額には、他事業等の報償費が含まれている。<br>決算は予算の執行状況を明らかにし、目的の達成状況とともに説明される必要があるが、本事業の決算額は予算の執行状況を正確に表していない。事業の成果と経費を費用対効果の観点から評価し、次年度以降の事業の見直しや予算編成に資するための正確な情報が提供されているとはいえない。事業単位で適正に予算を執行する必要がある。 | 予算執行に当たっては、関係書類に細事業名を必ず記載することとした。また、当初予算に過不足が生ずることとなった際には、予算の補正等を行うことで適正な予算執行とする。 |
| 環境政策課 | 環境美化推進事業費 | ［他の小学生対象事業との連携、調整について］<br>小学生を対象とする事業が他にもあり、多面的に学習の機会を提供する趣旨は理解できるが、いずれも小学生を対象とするものである。各事業について定期的に効果を確認し、その必要性を検討するとともに、より効率的、効果的な実施に向けて相互に連携、調整する必要がある。 | 市町村及び一部事務組合からの要望を踏まえつつ、企画段階から他の事業との連携、調整を図りながら、より効率的、効果的に実施することとした。 |
| 各環境管理事務所 | 浄化槽適正管理推進事業費 | ［浄化槽法定検査（７条）申込書の様式について］<br>環境管理事務所では、旧様式の申込書を使用する場合、７条検査の実施時期を修正しているが、一部、その修正を行っていない申込書が見受けられた。<br>旧様式の申込書を使用する場合には、必要な修正を行ってから使用する必要がある。 | 各環境管理事務所では、新様式に切り替えて配付している。また、未修正の旧様式申込書が添付された場合は、各環境管理事務所において該当箇所の修正を徹底するとともに、浄化槽工事業者に対して、今後、旧様式を使用しないこと又は必要な修正を行ってから使用すること及び変更点について設置者に説明することを指導していく。 |
| 各環境管理事務所 | 浄化槽適正管理推進事業費 | ［７条検査の実施状況について］<br>平成23年度の７条検査実施率は、全国平均を下回り、47都道府県中40番目の数値となっている。<br>平成23年度の受検率の低下が一時的なものなのか不明確であるが、受検率の低下が続かないよう留意する必要がある。 | ７条検査は、浄化槽設置届出時に検査申込書を添付書類としており、原則、届出のあった全ての浄化槽について検査を実施しており、当該検査は、使用開始３ヶ月から８ヶ月の間に行うため、年度を跨ぐことにより見か |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | け上の受検率が変動するものである。なお、平成23年度の受検率低下は一時的なものであり、平成24年度の受検率は全国平均を上回る91.8％に上昇した。 |
| 各環境管理事務所 | 浄化槽適正管理推進事業費 | ［11条検査の受検状況について］<br>平成23年度の青森県の11条検査実施率は47都道府県中16番目の高さであるが、合併処理浄化槽の実施率が比較的に高率となっていることから、単独処理浄化槽の実施率が低いことが分かる。<br>青森県では単独処理浄化槽の使用割合が比較的に高く、合併処理浄化槽への転換を促進していくとともに、単独処理浄化槽の11条検査の実施率を高めていく施策も望まれる。<br>合併処理浄化槽の11条検査の実施についても、比較的に高率であるとはいえ、今後も実施率を高めるための対応が望まれる。 | 合併処理浄化槽への転換を促進するため、市町村が実施する浄化槽設置整備事業を対象に、合併処理浄化槽の設置と単独処理浄化槽の撤去に要する費用に対して助成を行うとともに県ＨＰで転換についての啓発を行っている。また、11条検査の受検率向上のため、ラジオによる広報、リーフレットの作成・配布、市町村の広報誌や県ＨＰでの検査義務の周知等を行っている。<br>今後も転換の促進を図るため、より一層、各種啓発に努めていく。 |
| 各環境管理事務所 | 浄化槽適正管理推進事業費 | ［浄化槽台帳について］<br>環境管理事務所の浄化槽台帳を確認したところ、法定検査の受検状況が記載されていないなどの問題が見受けられた。<br>現状においては、環境管理事務所が作成している浄化槽管理台帳については、個々の浄化槽について、法定検査の受検状況を把握することが難しく、受検状況の網羅性を把握することも難しい。<br>浄化槽管理台帳については、電子データ化を検討することのほか、法定検査を行っている社団法人青森県浄化槽検査センターに作成を委託することも一つの方法であり、同センターとともに浄化槽管理台帳のあり方を見直す必要がある。 | 浄化槽の台帳は、既に電子データ化しているが、現行のシステムは、法定検査の受検状況の入力ができない。<br>当該システムの見直しにはコストがかかるため、平成26年度から全環境管理事務所で電子データを出力した紙台帳への手書きによる受検結果の記載を開始した。 |
| 環境政策課（現：環境保全課） | 浄化槽普及促進事業費 | ［単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換について］<br>単独処理浄化槽の使用者から排出される生活雑排水は処理されずにそのまま垂れ流されるため、し尿のみを処理する単独処理浄化槽から、し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽への転換をより促進することは喫緊の課題である。<br>県は、合併処理浄化槽への転換を促進するための施策として、市町村が実施する転換施策に対して財政的な支援を行っているが、県が現在行っている施策の有効性、効果について十分に検討し、必要に応じて施策の見直しを行う必要がある。 | 合併処理浄化槽への転換を促進するため、市町村が実施する浄化槽設置整備事業を対象に、合併処理浄化槽の設置と単独処理浄化槽の撤去に要する費用に対して助成を行うとともに県ＨＰで転換についての啓発を行っている。<br>その結果、平成24年度は14基、平成25年度は11基の単独処理浄化槽が助成を利用して合併処理浄化槽へ転換され、徐々に転換が進んでおり、有効性、効果が認められることから、今後も、当該施策を継続していく。 |
| 環境政策課（現：環境保全課） | 浄化槽普及促進事業費 | ［浄化槽の整備状況の現状把握について］<br>環境省は、各都道府県および各政令市に対して、浄化槽台帳の整備を促しているが、県の単独処理浄化槽の設置実態の把握が進んでいるのかは不明確であった。<br>県が実態を把握していない単独処理浄化槽は少なからず存在している可能性はあると考えられ、浄化槽台帳のより一層の整備に努める必要がある。 | 平成21～22年度において、県の浄化槽台帳と（一社）青森県浄化槽検査センターの浄化槽台帳及び市町村下水道等接続者データとの照合作業を実施し、浄化槽台帳の整備を行っている。<br>また、毎月検査センターから報告のある法定検査実施結果の情報と浄化槽台帳との突合や汚水苦情対応における現場確認等の機会をとらえて随時、台帳の精度向上を図っている。今後も機会を捉えて情報収集に努め、より一層、台帳の精度向上を図っていく。 |
| 環境政策課 | 一般廃棄物リサイクル推進事業費 | ［一般廃棄物会計基準適用と財務データ活用の促進について］ | 市町村及び一部事務組合を対象としたセミナーを開催し、 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 一般廃棄物会計基準の適用は市町村に義務づけられているものではないため、今後は、一般廃棄物会計基準に基づく財務書類の作成が継続的に行われること、そして、財務データが環境施策の検討や住民への説明に活用されていくことが重要となる。<br>県は市町村の財務書類の作成状況や財務データを取りまとめるとともに、分析や施策検討、公表など、財務データの活用事例を含めて市町村に情報提供し、一般廃棄物会計基準の適用と活用に関する啓発を図っていくことが望ましい。 | 一般廃棄物会計基準の適用と活用に関する情報提供等を行った。<br>今後とも、市町村において一般廃棄物会計基準に基づく財務書類の作成が継続的に行われ、効果的な活用が図られるよう情報提供等に努めることとした。 |
| 各環境管理事務所 | 産業廃棄物適正処理推進事業費 | ［不適正処理の現状について］<br>青森県の不適正処理事案の発生状況は、他都道府県と比較しても低いと言い切れない。<br>既に判明している不適正処理事案への対応はもちろんのこと、新たな不適正処理の発生を防ぐよう、これまで以上に施策を展開していく必要がある。 | 排出事業者説明会について、不法投棄未然防止を強化するため、今年度新たに、不適正処理の多い業種を対象に、個々の事業者へ案内文を発送した。<br>また、事業者や民間団体をあおもり循環型社会推進協議会（循環型社会の形成に向け、県民、事業者、民間団体及び行政が共同して取り組む機運づくりを推進するために設置）へ新たに勧誘することで、会員の裾野を広げ、不適正処理を防止することとした。 |
| 各環境管理事務所 | 不法投棄防止対策事業費 | ［不法投棄の現状について］<br>青森県の不法投棄事案の発生状況は、他都道府県と比較しても低いと言い切れない。<br>既に判明している不法投棄事案への対応はもちろんのこと、新たな不法投棄の発生を防ぐよう、これまで以上に施策を展開していく必要がある。 | 不法投棄未然防止を強化するため、今年度新たに、不適正処理の多い業種を対象に、個々の事業者へ排出事業者説明会の案内文を発送した。<br>また、事業者や民間団体をあおもり循環型社会推進協議会（循環型社会の形成に向け、県民、事業者、民間団体及び行政が共同して取り組む機運づくりを推進するために設置）へ新たに勧誘することで、会員の裾野を広げ、不適正処理を防止することとした。 |
| 環境政策課（現：環境保全課） | 不法投棄防止対策事業費 | ［実績報告について］<br>交付要綱では、「事業費明細書」及び「収支精算書」の提出を求めているが、これらは補助金に対する収支を示すもので、協議会の決算数値そのものを示すものではない。補助対象事業の確実な遂行を担保するためには、県が補助金を交付する団体の決算状況等を適時に把握しておくことが望ましい。<br>直近の決算状況の大きな変動などについてはできる限り情報を入手するよう留意する必要がある。 | 平成25年度においては、総会前に決算書（案）を提出いただき、補助対象事業遂行に問題がないことを確認した。<br>平成26年度から、交付要綱を６月10日に改正し、補助対象事業の実施団体等が事業遂行に問題がないことを確認するため、収支決算が確認できる資料の添付を必須とした。 |
| 各環境管理事務所 | ＰＣＢ廃棄物適正処理推進費 | ［ポリ塩化ビフェニエル廃棄物保管事業者等立入検査・指導について］<br>立入検査の際には日本環境安全事業株式会社（ＪＥＳＣＯ）への登録の有無を確認しており、環境管理事務所の指導票を確認したところ、ＪＥＳＣＯへの登録について、「現在登録中」と記されているものが散見された。<br>ＪＥＳＣＯへの登録は必須事項であることを踏まえると、登録されたかどうかを次回の立入時に確認するのではなく、登録が完了次第、保管事業者等から速やかにその旨の報告を受ける仕組みに改める必要があると考える。<br>また、確認した指導票は「現在登録中」と記されているのみで、立入検査を受けて登録書の送付が行われたのか、立入検査前に既に登録書の送付が行われてい | 平成26年５月８日に立入検査票の様式を修正し、ＪＥＳＣＯへの登録状況について、「現在登録中」の場合はその送付状況などをより詳細な部分まで確認することとするなど見直しを行った。<br>また、ＪＥＳＣＯへ登録した者のリストは環境保全課を通じて、ＪＥＳＣＯから定期的に情報提供を受けており、これを活用して登録の完了を確認することとした。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | たのかを把握することはできない状態となっており、事務の見直しが必要である。 | |
| 各環境管理事務所 | 自動車リサイクル法推進事業費 | ［登録業者に関する情報の収集について］<br>過年度の代表者変更について登録更新時に判明したケースが見られたことから、県は申請業者に対して適時の変更申請をより強く周知するとともに、登録業者の最新情報を得るように努め、公表されている業者登録簿の情報が最新となるよう、より留意することが望ましい。 | 申請業者に対して届出義務を周知するとともに、立入検査等の際に登録内容の変更の有無を確認するなど、登録業者の情報が最新となるように努めることとした。 |
| 環境政策課 | 環境保全基金積立金 | ［基金の処分について］<br>平成24年度における県の環境保全基金の取り扱いについては、環境保全基金における運用益金（利息相当分）を単に基金に積み増しているという状況であり、環境保全基金条例第５条に定められた事業を実施するために活用されていない。<br>環境保全基金条例に定める設置目的と合致する事業を検討し、該当事業がない場合には、環境保全基金の減額を行うなど県財政全体の視点から必要な措置を講じるべきである。 | 基金の充当事業は、事業規模、重要度、緊急度とともに、他の財源の状況を総合的に勘案しつつ、財政担当部局と協議した上で決定している。<br>平成26年度当初予算においては、基金の目的と合致する３事業に充当したところであり、今後も財政担当部局と協議の上、基金の活用について検討していくこととしている。 |
| 各環境管理事務所 | 特定フロン処理推進事業費 | ［立入検査等の実施について］<br>県は、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者、第一種フロン類回収業者の事務所・事業所、フロン類の回収業務を行う場所に対して立入検査を行うことができるが、現状では実施していない。<br>今後、効果的な立入検査や任意実地調査の実施など、フロン類回収率の向上等に向けた追加的な取組について検討する必要がある。 | 平成26年度から、フロン類回収率の向上等に最も効果的であると思われる、登録を受けた第一種フロン類回収業者に対する立入検査を実施することとした。 |
| 環境政策課 | 北東北三県環境副読本共同作成事業費 | ［環境副読本配布の効果について］<br>環境副読本の現状の活用状況を十分に把握するとともに、活用されていない場合、その理由を分析し、必要に応じて環境副読本の内容や環境副読本配布という手法自体について見直しを行っていくことが求められる。 | 北東北三県で協議の上、平成26年度作成版（平成27年度配布）から、児童への副読本配布から各学校への加除式教材の配置とし、学校現場からの意見を取り入れ、授業でより活用される内容とした。 |
| 環境政策課 | 北東北三県環境副読本共同作成事業費 | ［他の小学生対象事業との連携、調整について］<br>小学生を対象とする事業が他にもあり、多面的に学習の機会を提供する趣旨は理解できるが、いずれも小学生を対象とするものである。各事業について定期的に効果を確認し、その必要性を検討するとともに、より効率的、効果的な実施に向けて相互に連携、調整する必要がある。 | 本事業については、北東北三県で協議の上、実施しているものであるが、学校からの要望を踏まえつつ、企画段階から他の事業との連携、調整を図りながら、より効率的、効果的に実施することとした。 |
| 環境政策課 | 地球温暖化防止行動推進事業費 | ［目標達成に向けて、より効果的なＰＤＣＡサイクルについて］<br>ＰＤＣＡサイクルの基本的な流れはあると考えられるが、各事業が排出量削減目標にどの程度寄与したかについて定量的に整理され、集計されていない。<br>すべての事業について排出削減量を推計することは難しいが、直接、削減目標に寄与するもの、あるいは間接的ではあるが県民や事業者等の取組効果を定量的に推計できる事業については、削減量の見込みと実績を整理し、集計することが考えられる。その際、できるだけ県以外の事業者等の取組による削減効果も幅広く対象とすることが望ましい。<br>それによって、県全体の排出量の分析に、計画による施策の効果を加味することができる。 | 青森県地球温暖化対策推進計画にある、直接、目標値に寄与する事業、あるいは間接的ではあるが定量的に効果を推計できる事業については、その実績等を整理、集計することとし、より効果的なＰＤＣＡサイクルの実施に努めることとした。 |
| 環境政策課 | 環境マネジメントシステム | ［事業単位の適正な予算執行について］ | 予算執行に当たっては、関係書類に細 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 推進事業費 | 本事業の決算額には、他事業等の委託料と使用料及び賃借料が含まれている。<br>決算は予算の執行状況を明らかにし、目的の達成状況とともに説明される必要があるが、本事業の決算額は予算の執行状況を正確に表していない。事業の成果と経費を費用対効果の観点から評価し、次年度以降の事業の見直しや予算編成に資するための正確な情報が提供されているとはいえない。事業単位で適正に予算を執行する必要がある。 | 事業名を必ず記載することとした。また、当初予算に過不足が生ずることとなった際には、予算の補正等を行うことで適正な予算執行とする。 |
| 環境政策課 | 環境マネジメントシステム推進事業費 | ［他事業との具体的な取組の重複について］<br>環境経営セミナーは、他事業の取組実績としても挙げられている。<br>一つのイベントで複数事業の目的を達成できるのであれば効率的であるが、逆にそれぞれの事業の目的が類似し、別事業として区別する必要がない可能性もある。<br>改めてそれぞれの事業の目的を明確にし、必要に応じて事業の単位や内容を整理する必要がある。 | 環境経営セミナーは平成25年度で終了したものであるが、事業の実施にあたっては、今後とも、各事業の目的を明確にしつつ、効率的かつ効果的な事業の執行に努めていく。 |
| 環境政策課 | 庁内ゼロエミ推進事業費 | ［事業単位の適正な予算執行について］<br>本事業の決算額には、他事業等の委託料が含まれている。<br>決算は予算の執行状況を明らかにし、目的の達成状況とともに説明される必要があるが、本事業の決算額は予算の執行状況を正確に表していない。事業の成果と経費を費用対効果の観点から評価し、次年度以降の事業の見直しや予算編成に資するための正確な情報が提供されているとはいえない。事業単位で適正に予算を執行する必要がある。 | 予算執行に当たっては、関係書類に細事業名を必ず記載することとした。また、当初予算に過不足が生ずることとなった際には、予算の補正等を行うことで適正な予算執行とする。 |
| 環境政策課 | 庁内ゼロエミ推進事業費 | ［溶解証明書の形式について］<br>県庁からの積込は段ボール箱数でカウントされているが、最終的な溶解証明書は全体の重量で記載されている。溶解証明書は機密文書の入った段ボール箱がすべて確実に溶解されたことを確認できるような形式とすることが望ましい。 | 溶解証明書に段ボールの箱数を記載させることとし、厳密に確認することとした。 |
| 環境政策課 | 青森県循環型社会形成推進事業費 | ［事業単位の適正な予算執行について］<br>本事業の決算額には、他事業等の旅費と需用費が含まれている。<br>決算は予算の執行状況を明らかにし、目的の達成状況とともに説明される必要があるが、本事業の決算額は予算の執行状況を正確に表していない。事業の成果と経費を費用対効果の観点から評価し、次年度以降の事業の見直しや予算編成に資するための正確な情報が提供されているとはいえない。事業単位で適正に予算を執行する必要がある。 | 予算執行に当たっては、関係書類に細事業名を必ず記載することとした。また、当初予算に過不足が生ずることとなった際には、予算の補正等を行うことで適正な予算執行とする。 |
| 環境政策課 | 青森県循環型社会形成推進事業費 | ［目標達成に向けて、より効果的なＰＤＣＡサイクルについて］<br>ＰＤＣＡサイクルの基本的な流れはあると考えられるが、各事業が目標値にどの程度寄与したかについて定量的に整理し、集計されていない。<br>すべての事業について目標値への寄与を定量的に推計することは難しいが、直接、目標値に寄与するもの、あるいは間接的ではあるが県民や事業者等の取組効果を定量的に推計できる事業については、目標値に係る定量的な見込みと実績を整理し、集計することが考えられる。<br>それによって、県全体の実績値の分析に、計画による施策の効果を加味することができる。 | 第２次青森県循環型社会形成推進計画にある、直接、目標値に寄与する事業、あるいは間接的ではあるが定量的に効果を推計できる事業については、その実績等を整理、集計することとし、より効果的なＰＤＣＡサイクルの実施に努めることとした。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 環境政策課 | 青森県循環型社会形成推進事業費 | ［認定リサイクル製品の拡充について］<br>これまで認定されたリサイクル製品の品目をみると土木製品がほとんどであるが、幅広い品目で多くの認定リサイクル製品が揃っている状況が望ましい。<br>県は引き続き認定制度や認定製品利用に関する周知や啓発に取り組むとともに、リサイクル製品の製造者に対する追加的なインセンティブについても検討を行っていく必要がある。 | 認定制度や認定製品利用に関する普及啓発などを行いながら、認定リサイクル製品の拡大に努めることとした。 |
| 環境政策課 | 環境活動推進事業費 | ［事業単位の適正な予算執行について］<br>本事業の決算額には、他事業等の報償費が含まれている。<br>決算は予算の執行状況を明らかにし、目的の達成状況とともに説明される必要があるが、本事業の決算額は予算の執行状況を正確に表していない。事業の成果と経費を費用対効果の観点から評価し、次年度以降の事業の見直しや予算編成に資するための正確な情報が提供されているとはいえない。事業単位で適正に予算を執行する必要がある。 | 予算執行に当たっては、関係書類に細事業名を必ず記載することとした。また、当初予算に過不足が生ずることとなった際には、予算の補正等を行うことで適正な予算執行とする。 |
| 環境政策課 | あおもり低炭素社会推進事業費 | ［環境金融の推進について］<br>県は地元５金融機関と協定を結び、環境金融検討会や環境経営セミナーの開催などを行ってきているが、金融機関による具体的な環境金融の取組に結びついていない。<br>県は重点プロジェクトとして、より効果的な事業となるように内容を見直す必要がある。 | これまで実施してきた先進事例等の検討を踏まえ、具体の取組に結びつくよう、環境金融を推進するにあたっての課題について実務的側面からも検討を行うこととした。 |
| 環境政策課 | あおもり低炭素社会推進事業費 | ［他事業との具体的な取組の重複について］<br>環境経営セミナーは、他事業の取組実績としても挙げられている。<br>一つのイベントで複数事業の目的を達成できるのであれば効率的であるが、逆にそれぞれの事業の目的が類似し、別事業として区別する必要がない可能性もある。<br>改めてそれぞれの事業の目的を明確にし、必要に応じて事業の単位や内容を整理する必要がある。 | 環境経営セミナーは平成25年度で終了したものであるが、事業の実施にあたっては、今後とも、各事業の目的を明確にしつつ、効率的かつ効果的な事業の執行に努めていく。 |
| 環境政策課 | 地域の人財による環境教育推進事業 | ［他の小学生対象事業との連携、調整について］<br>小学生を対象とする事業が他にもあり、多面的に学習の機会を提供する趣旨は理解できるが、いずれも小学生を対象とするものである。各事業について定期的に効果を確認し、その必要性を検討するとともに、より効率的、効果的な実施に向けて相互に連携、調整する必要がある。 | 事業の目的、事業効果を整理・検討し、企画段階から他の事業との連携、調整を図りながら、より効率的、効果的に実施することとした。 |
| 環境政策課 | 地域の人財による環境教育推進事業 | ［他事業との具体的な取組の重複について］<br>環境経営セミナーは、他事業の取組実績としても挙げられている。<br>一つのイベントで複数事業の目的を達成できるのであれば効率的であるが、逆にそれぞれの事業の目的が類似し、別事業として区別する必要がない可能性もある。<br>改めてそれぞれの事業の目的を明確にし、必要に応じて事業の単位や内容を整理する必要がある。 | 環境経営セミナーは平成25年度で終了したものであるが、事業の実施にあたっては、今後とも、各事業の目的を明確にしつつ、効率的かつ効果的な事業の執行に努めていく。 |
| 環境保健センター | 環境保健センター費 | ［環境監視測定調査における委託について］<br>環境保健センターは、測定分析に関する技能を保持し十分な経験を有することが不可欠であるが、現在の環境保健センターには、測定分析を十分に経験する機会が与えられているとは認識できない。<br>大気汚染防止対策や水質汚濁防止対策の各環境監視 | 県としては、新たな環境行政の課題や危機管理に対応するため、環境保健センターが専門的な知識及び技術を習得・維持・継承していくことは必要不可欠であるとの認識から、マニュアル整備、職員の経験の蓄積、職員研修の充実、精度管 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 測定調査項目については、環境保健センターにどのようにノウハウを残すかを十分に検討した上で、センターが行うのか委託によるのかを検討することを要望する。 | 理調査への参加等を実施しているものである。<br>また、分析の外部委託の場合であってもクロスチェック分析等の精度管理を通じて委託分析に関わっているところである。<br>今後もより一層の分析技術の向上、ノウハウの蓄積に努めていく。 |
| 各環境管理事務所 | 水質監視・調査費 | ［排出基準適用工場・事業場への立入検査の目標数について］<br>排水基準適用工場・事業場数については、立入の都度、測定分析を実施しているということではあるものの、排水基準適用工場・事業場の目標数と実績数の比較による管理が正確性に欠けるという結果となり、また情報開示という点からも情報利用者の誤導につながるものである。<br>県は、その年度の立入目標工場・事業場数をその年度に立入可能な工場・事業場の数に近づける努力をし、それでも目標に達しない理由は、別途説明できるようにすべきである。 | 立入目標である排水基準適用工場・事業場の数と四半期報告等による立入実績数の乖離は、立入目標数はその時点の国への報告値である前々年度末の数値を採用しており、その後の施設の廃止・休止等により立入実施年度の事業場数と差が生じたことによるものである。<br>このため、平成26年度からは当該年度の目標数値を直近の前年度末の数値とするとともに、報告書様式に、当該年度内に新たな廃止・休止施設があって立入出来なかった場合等の理由の記載欄を設け、目標に達しない場合の理由が分かるようにした。 |
| 各環境管理事務所 | 水質監視・調査費 | ［立入検査の対象となる特定事業場等について］<br>立入検査の対象となる事業場の選定は、特定事業場を記載した届出台帳から選定されている。<br>届出がされていない事業場であっても、事業内容等から特定施設を有していると思われる場合には、法定の立入検査は実施できなくとも任意による調査または | 水質汚濁に係る苦情対応時並びに浄化槽設置届、ばい煙発生（関係）施設設置届及びＰＲＴＲの届出書が提出された際の事業内容等から水質汚濁防止法に係る特定施設を有しているかを事業者に確認する機会などを捉え、届出がされていない |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 普及啓発目的の指導等を実施し、立入検査の忌避を防止することが望ましい。 | 事業場のより一層の把握に努めていくこととした。 |
| 自然保護課 | 県民の森の維持管理等に要する経費（管理運営費） | ［自主事業の計上について］<br>指定管理者は、年度ごとに事業実績報告書を県に提出しているが、その中には年間の収支の状況に関する報告も含まれている。ここで、指定管理者は、事業計画に基づいて実施した各種事業に要した経費を計上しているが、その他自主事業に関する経費を計上していない。<br>施設を活用した事業であることには変わりがないので、収支の状況に加えることが必要である。 | 平成26年４月22日に平成25年度における自主事業の経費について確認した。 |
| 自然保護課 | 県民の森の維持管理等に要する経費（管理運営費） | ［備品の管理の徹底］<br>備品は、県と指定管理者との間で締結される基本協定書の別表である「備品一覧」によって、指定管理者が管理している。現場においては、備品の管理状況は名札を付けて適切に管理を行っているが、以下の問題点も見受けられた。<br>１）今後、「備品一覧」に、一連番号に加え備品整理簿に関連する番号を加えるなど、備品シールの番号と一致する番号で整理する必要がある。<br>２）備品に貼付されているシールの多くが、劣化によって文字が消えていたため、適宜張り替える必要がある。また、年に１度程度は備品の確認を行うことが必要である。<br>３）県の備品とその他の備品の区別が不明確なものがあった。この備品については、その後県の備品ではないことが判明したが、日頃より両者の区分を明確にするよう心がける必要がある。 | 平成26年度からの基本協定書に添付している備品一覧には一連番号を記載した。<br>備品の状況については、平成26年５月22日に点検し不明瞭なシールを貼り替えした。<br>今後も中間指導時などに定期的に備品の状況を確認する。<br>備品とそれ以外の物品については、配置場所を明確にすることで区分することにした。 |
| 自然保護課 | 県民の森の維 | ［指定管理者の選定につい | 指定管理者の選定 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 持管理等に要する経費（管理運営費） | て］<br>現在指定管理者の選定は、５名の選定委員で行われているが、そのうち外部有識者が２名で、その他３名は内部職員で構成されている。<br>しかしながら、選定の透明性、公平性を確保するため、本来外部有識者は過半数とすることが必要である。 | の際、選定委員会委員に占める外部有識者を過半数以上とすることとし、平成25年度から実施した。 |
| 自然保護課 | 県民の森の維持管理等に要する経費（管理運営費） | ［競争性の確保に向けた取組］<br>自然ふれあいセンターは、現在まで２回の指定管理者の選定を行っているが、２期目については応募者が１者のみであり競争性は低下している。これは、他の者が１期目の経験を考慮して応募を控えたためと思われるが、今後も競争性を確保するための工夫が必要である。<br>具体的には、選定において当該施設における過去の経験をどの程度評価するかなどの点について明示するなどが考えられる。 | 当センターの指定管理業務には自然体験メニューの提供や登山道の保守点検といった専門性が高い業務も含まれるため、応募者が限定されざるを得ない面があるが、今後の募集にあってもホームページや広報媒体の活用により、多数の応募者が得られるように努めていく。 |
| 自然保護課 | 県民の森の維持管理等に要する経費（管理運営費） | ［利用者の把握方法について］<br>利用者数の把握の仕方は、梵珠山の来山者数の一定割合が、センターを利用すると推定した上で計算している。さらに、来山者数は、入山口等でカウントするのではなく、駐車場での自動車台数等で推測している。センターの有効性を確認するためには、利用者数の把握の仕方は工夫が必要である。<br>また、仮定が一定程度正確であることを確認するためにも、期間限定で利用者数を実際にカウントしてみることは必要である。 | 平成26年４月１日から来館者については、実数をカウントすることとした。 |
| 自然保護課 | 狩猟取締指導費 | ［講師研修委託について］<br>狩猟者講習会講師研修会での研修参加者は、青森県猟友会の各支部に所属する | 当該業務を県の委託事業として実施することに関する妥当性について検討した |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 会員である。つまり、委託先の会員の研修のための業務の委託であり、講師研修を県の事業とすることは疑義が生じる。また、狩猟免許更新のための講習会には、講師研修に参加した会員が講師になることが想定されるが、その際には講師謝金が県から講師に支払われており、本来であれば、講師の資質の向上は講師謝金の中に含まれる必要がある。<br>以上より、本講師研修委託は廃止を含め見直す必要がある。 | ところ、<br>① 講師の資質が向上し、質の高い講習会が実施されることによる受益者は、講習会実施主体である県である。<br>② 質の高い講習を維持するためには、講師を、当該研修を受講した意欲がある者から選抜することが効果的である。<br>等の理由から、当該委託業務は県の事業として実施することが妥当であると考える。<br>なお、今年度の当該委託事業においては、講師講習の実施要領の「研修目的」の条項に「狩猟免許更新のための講習において、受講者に対してより高度で専門的な知識の伝達を行うこと」との表記を加え、研修目的の明確化を図った。 |
| 自然保護課 | 白神山地ビジターセンターの管理運営に要する経費(管理運営費) | ［自主事業の計上について］<br>指定管理者は、年度ごとに事業実績報告書を県に提出しているが、その中には年間の収支の状況に関する報告も含まれている。ここで、指定管理者は、事業計画に基づいて実施した各種事業に要した経費を計上しているが、その他自主事業に関する経費を計上していない。<br>施設を活用した事業であることには変わりがないので、収支の状況に加えることが必要である。 | 平成26年９月26日に平成25年度における自主事業の経費について確認した。 |
| 自然保護課 | 白神山地ビジターセンターの管理運営に要する経費(管理運営費) | ［備品の管理の徹底］<br>備品は、県と指定管理者との間で締結される基本協定書の別表である「備品一覧」によって、指定管理者 | 備品シール番号を併記した一覧表を作成し、管理することとした。なお、同表については、次回基 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | が管理している。現場においては、備品の管理状況は名札を付けて適切に管理を行っているが、以下の問題点も見受けられた。<br>１）今後、「備品一覧」に、一連番号に加え備品整理簿に関連する番号を加えるなど、備品シールの番号と一致する番号で整理する必要がある。 | 本協定締結時（平成27年３月）から反映する。 |
| 自然保護課 | 白神山地ビジターセンターの管理運営に要する経費(管理運営費) | ［指定管理者の選定について］<br>現在指定管理者の選定は、５名の選定委員で行われているが、そのうち外部有識者が２名で、その他３名は内部職員で構成されている。<br>しかしながら、選定の透明性、公平性を確保するため、本来外部有識者は過半数とすることが必要である。 | 指定管理者の選定の際、選定委員会委員に占める外部有識者を過半数以上とすることとし、平成26年６月９日の次期（平成27～29年度）の指定管理者に係る審査委員会において、委員５名のうち３名を外部有識者とした。 |
| 自然保護課 | 白神山地ビジターセンターの管理運営に要する経費(管理運営費) | ［利用者数増加に向けた努力について］<br>利用者数は開設当時と比べると長期的には減少傾向にある。当該施設は規模も大きく維持費も少額ではないことから、県としては施設の有効性を維持するためには、どの程度の入場者を目標とするかについて再度検討し、その目標に向かっての努力が必要と思われる。<br>利用者増加に向けての課題としては、１）展示ホールの内容の陳腐化を防ぐために更新をどのタイミングで行うか、２）子供向け企画を如何に充実させるか、３）多言語化に関する企画を充実させることによる外国人の利用者を如何に獲得するかなどが考えられる。 | 白神山地ビジターセンターの利用者数は、天候や暗門の滝遊歩道等の稼働状況等に左右されるが、短期的には前年度以上の利用を、中長期的には７万人以上の利用を目標としている。<br>目標達成に向けて、白神山地ビジターセンターを起点とした散策ルートやプログラムづくり、子供向けプログラムを展開する新たなフィールドの開発、学校等に対する出前講座の積極展開をより一層図って行く。 |
| 自然保護課 | 十二湖エコ・ミュージアムセンター | ［収支計算書の入手について］<br>過去の設立経緯及び指定管理料がゼロという現状により、県では施設の収支計算書を入手していない。施設そのものは県有施設でもあることから、本来は施設のどの程度の維持管理費用が発生しているかについて把握する必要がある。<br>県としては、毎年度入手する事業報告書に加え、収支報告書を入手する必要がある。 | 平成26年４月４日、指定管理者である深浦町から、予算書等の資料を入手し、施設の維持管理費用等について明確に把握した。 |
| 自然保護課 | 十二湖エコ・ミュージアムセンター | ［非公募による選定について］<br>公募で選定された施設においては、青森県のホームページにおいて選定結果の概要が掲載されている一方、非公募で選定された施設においては、選定過程が公表されていない。<br>非公募で選定された施設においても、非公募とした理由及び指定管理者の選定理由を公表することが必要である。 | 非公募で選定された施設については、非公募とした理由及び指定管理者の選定理由をホームページで公表することとし、平成26年９月１日に公表した。 |
| 自然保護課 | 十二湖エコ・ミュージアムセンター | ［備品の管理の徹底］<br>備品は、県と指定管理者との間で締結される基本協定書の別表である「備品一覧」によって、指定管理者が管理している。現場においては、備品の管理状況は名札を付けて適切に管理を行っているが、以下の問題点も見受けられた。<br>１）備品自体は適切に管理されているが、備品によっては深浦町と県の備品が混在しているものがあった。<br>２）一部の備品を確認したが、中には既に使用できない備品もあった。また、スライド映写機のように、明らかに陳腐化しているものも多かった。県としては、指定管理者である深浦町と共同で備品の棚卸を行い、既に使用不可のものについては、廃棄の処理を行う必要がある。<br>３）今後、「備品一覧」に、一連番号に加え備品整理簿に関連する番号を加えるなど、備品シールの番 | 平成26年3月20日に深浦町備品との明確化、使えない備品の廃棄を実施した。<br>備品シール番号を併記した一覧表を作成し、管理することとした。なお、同表については、次回基本協定締結時（平成27年３月）から反映する。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 号と一致する番号で整理する必要がある。 | |
| 県境再生対策室（現：環境保全課） | 環境再生対策事業費 | ［公募委員の継続について］<br>公募により選定された委員のうち１名は、平成19年度から継続して応募し、選定されている。公募委員が固定化することは、広く県民の意見を徴するという公募の趣旨を没却することにつながり、また一般県民から公募制度の透明性・信頼性に疑念を持たれるおそれもある。<br>その結果、県民の能動的な環境施策への活動を阻害する要因ともなるので県の然るべき対応が望まれる。 | 平成26年４月から任期となる協議会委員に係る公募にあたっては、公募委員の固定化を避けるために、本協議会の公募委員経験のある者は除くことを応募資格とした。<br>その結果、現在の協議会公募委員は、すべて新任者となった。 |
| 県境再生対策室（現：環境保全課） | 汚染拡散防止対策事業費 | ［廃棄物処理委託の設計単価について］<br>運搬費用の一般管理費については人件費と燃料費の合計に30％を乗じた額としている。30％という比率については、事業開始時点で調査した民間企業の実績を基礎としており、同様の調査は契約ごとに行われていない。<br>随意契約においては、当該相手先の過去の実績をも考慮に入れることを検討すべきである。特に、廃棄物処理委託は平成15年度の事業開始から長期間にわたり一者随意契約が継続していることから、経済環境の変化も踏まえて柔軟な見直しを行い、県として予算執行の説明責任を果たせるようにすることが必要である。 | 平成25年12月に県境不法投棄現場からの廃棄物等の撤去が完了したことから、今後、当該委託業務を実施する予定はないものの、本事案に限らず、長期間にわたり一者随意契約が継続する委託については、柔軟に管理費の見直しを行うこととした。 |
| 県境再生対策室（現：環境保全課） | 汚染拡散防止対策事業費 | ［事業の実施体制について］<br>不法投棄現場は青森・岩手県境にまたがっているが、特措法に基づく特定支障除去等事業は両県がそれぞれに実施している。しかし一つの現場を県境で区分することに実質的な意義がどれほどあるか疑問なしとしない。 | 地元市町村や学識経験者等で構成される両県合同検討委員会において原状回復手法を検討した結果、両県での不法投棄形態に違いがあること等により事業内容が異なることが想定されたため、平成15年度に両県それぞれで事業を行うこととされたものである。<br>廃棄物等撤去完了後の跡地については、青森県側は県有地であるが、岩手県側は原因者の所有地を差し押さえ、競売により費用回収することとしており、全く異なる状況ではあるが、今後も密に連絡を取り合い両県の協同を模索していく。 |
| | | 廃棄物撤去の完了後も跡地の有効活用等、両県の協同が必要となる。協同が有効に行えるような仕組みづくりについて、積極的な検討が望まれる。 | |
| 県境再生対策室（現：環境保全課） | 周辺対策推進事業費 | ［環境学習の実施状況について］<br>年度により参加者数の変動が大きくなっている。<br>環境再生対策事業の中の情報発信と組み合わせて県内全域に対象を拡大し、遠方の学校には出前講座を強化する、教職員に対する啓発にも注力するといった方策を検討し、積極的な方針を立てて環境学習の充実を図る必要がある。 | 廃棄物撤去完了後は、県内全域で環境学習を実施してもらえるように、ウェブアーカイブに子ども向けのページや教育関係者向けのページ（環境学習用テキストの掲載やＤＶＤの貸出等）を盛り込んだ。<br>また、県事業として実施してきた出前講座は終了したが、今後は、要望に応じて出前講座を実施することとし、ウェブアーカイブ内で出前講座の案内を行うこととした。 |
| 県境再生対策室（現：環境保全課） | 周辺対策推進事業費 | ［地域の振興について］<br>環境再生計画に地域振興の観点から民間企業の提案を生かしていくためには、民間企業の誘致・投資環境整備といった仕組みづくりを検討する余地がある。 | 地域の振興については、立地条件や地域ニーズを踏まえつつ、民間企業の誘致・投資環境整備といった仕組みづくり等について、協議会の意見を聴きながら長期的な視野に立って検討していくこととした。 |
| 県境再生対策室（現：環境保全課） | 周辺対策推進事業費 | ［情報発信について］<br>普及啓発のための「環境学習用ビデオ」の貸出の実績を記録する台帳を閲覧したところ、平成20年度から | 普及啓発のための「環境学習用ビデオ」の貸出実績は、平成26年度からすべて貸出台帳に記載するこ |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 24年度までの貸出実績は17件で、うち24年度は0件であった。所管課によると、当該貸出台帳に記録されている以外にも貸出や提供があるとのことである。貸出台帳には貸出実績を網羅的に記載し、情報発信の充実に役立てていくことが望まれる。<br>　また、本事案の経験を貴重な財産として次の世代に引き継ぎ、国内外で活用することをうたう以上は、県ホームページのみならず関係機関のホームページにリンクを貼るなど、より多くの人々の目に止まるような積極的なＰＲが必要である。 | ととした。<br>　また、幅広くＰＲするため、関係市町村のホームページにウェブアーカイブのリンクを貼ったところであり、今後も積極的にＰＲしていく。 |
| 県境再生対策室<br>（現：環境保全課） | 風評被害対策給付金 | ［限度額の見直しについて］<br>　当該給付金は設定以来一度も支出された実績がない。平成25年度に廃棄物の撤去が終了し、実施計画の重点が水質浄化に移っていくもとで、新たに風評被害が発生する可能性がどの程度あるかについては見方が分かれるところである。<br>　当該債務負担行為の必要性、必要だとすれば限度額をいくらとすべきか、継続的に見直しを行っていくことが必要と考える。 | 　平成25年度で廃棄物の撤去が完了したが、風評被害救済制度の存続を求める地元の要望を受け検討した結果、平成34年度まで同額の債務負担行為も含めて当該給付金制度が必要であると判断した。<br>　債務負担行為額については、毎年度の予算編成時に継続的に検討していく。 |

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青　森　県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭